

個人事業税
自動車税は
振替納税しましょう

豊岡県税事務所

和田山納税だより

発行 和田山納税貯蓄組合連合会
公益社団法人 和田山納税協会
編集責任者 高本文男
朝来市和田山町和田山284-1
☎ 672-5727 FAX 672-3316
協賛 豊岡県税事務所
(0796)26-3623
和田山税務署
☎ 672-3171 代表



和田山税務署



国税の納付は

簡単・便利なダイレクト納付のご利用を!!

着任のごあいさつ

和田山税務署長

吉村良弘



暑中お見舞い申し上げます。

暑さ厳しき折、公益社団法人和田山納税協会並びに和田山納税貯蓄組合連合会の会員の皆様方におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

皆様方におかれましては、平素より税務行政に深いご理解と心温まるご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

私は、この度の定期人事異動により、和田山税務署長を拝命し、過日着任いたしました吉村でございます。

当地は、長い歴史と伝統を誇り、風光明媚で人情味豊かな土地柄と伺っており、この地で勤務できますことを、大変光栄なことと感じるとともに、職責の重大さを痛感し、身の引き締まる思いでございます。

できるだけ早く管内事情を把握し、皆様のご期待に沿える税務行政に取り組んでまいりたいと存じますので、前任者同様、

ご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、会員の皆さまと直接お会いした際には、当地のことを色々お聞かせ頂けると幸いです。

ところで、最近の税務行政を取り巻く環境は、経済社会のグローバル化・デジタル化等により大きく変化しております。

国税当局といたしましても、昨年六月に「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション」税務行政の将来像2023」を公表し、従来からの「納税者の利便性の向上」、「課税・徴収事務の効率化・高度化」に、「事業者のデジタル化促進」を新たに加え、これらの三つの柱に沿って、積極的に取り組むこととしております。

このため、税務行政のDXへの取組や納税者の皆様に係る利便性向上を図る観点から、

マイナンバーカード方式によるスマートフォンを利用したe-Taxや、ダイレクト納付をはじめとしたキャッシュレス納付などICTを利用した申告・納税手段の利用促進に積極的に取り組んでまいり所存でございます。

しかしながら、適正な申告納税制度の実現や納税道義の高揚などは私どもの力だけでは到底成し得るものではなく、皆様方の温かいご支援とお力添えが是非とも必要であると考えております。

幸いにして、公益社団法人和田山納税協会並びに和田山納税貯蓄組合連合会の会員の皆様方におかれましては、設立以来、長年にわたり納税道義の高揚に努めるとともに、地域に密着した各種の事業活動を積極的に展開されているとお伺いしており、大変心強く感じるとともに深く敬意を表する次第であります。

今後とも引き続き税務行政の良き理解者として、より一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、公益社団法人和田山納税協会並びに和田山納税貯蓄組合連合会の今後益々のご発展と、会員の皆様方のご健勝、ご事業のご繁栄を心より祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

和田山税務署 人事異動(幹部)

(令和6年7月10日)

【 転 入 者 】			【 転 出 者 】		
[所 属]	[氏 名]	[前 任 署]	[旧 所 属]	[氏 名]	[転 出 先]
署 長	吉 村 良 弘	大 阪 国 税 局 部 査 大 査	署 長	大 橋 喜 洋	東 京 国 税 局 部 査 第 一
総 務 課 長	杉 本 光 博	大 阪 派 遣 国 税 庁 官 大 監	総 務 課 長	亀 尾 光 宏	大 阪 国 税 局 部 大 総

～県税納付方法のご案内～



納付書に印字されている「地方税統一QRコード(eL-QR)」を利用して、さまざまなお支払い方法を選べます。

● 納税方法

① 地方税お支払サイト

地方税お支払サイト (<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/pbuser>) へアクセスし、地方税統一QRコードを読み取ることにより、クレジットカードやペイジー等での納付が可能となります。

② スマートフォン決済アプリ

ご利用のスマートフォン決済アプリを起動し、地方税統一QRコードを読み取り、納税手続きをしてください。

③ 金融機関窓口・ATM

納付書に地方税統一QRコードが印字されている場合、全国の地方税統一QRコード対応金融機関の窓口やATMで納めることができます。

④ eLTAX（地方税ポータブルシステム）による電子申告の場合

ダイレクト納付、インターネットバンキングなどによる納付、クレジットカードによる納付が可能です。

⑤ コンビニエンスストア

※納付書1枚につき30万円が取扱限度額です。

● ご注意ください

・領収証書や、自動車税種別割納税証明書が必要な方は、県税事務所及び金融機関等の窓口や、コンビニエンスストアで納税してください。
※納付書の様式により、納税方法や納税場所、取扱期限が異なる場合があります。

詳しくは兵庫県HP「兵庫県税 納付場所」をご確認ください。

但馬県民局 豊岡県税事務所 職員紹介

(令和6年4月1日付)

職 名	氏 名	職 名	氏 名
所 長	津 森 信 生	課税第1課長	中 山 誠
副 所 長	大 三 勝 弘	課税第2課長	小 西 忍
収税管理課長	岸 田 智 子		

個人事業税の納税について

個人事業税は、所得税・住民税とは別に、個人で事業を行う方に課税される税です。

納期限は

第1期分 9月2日(月)

第2期分 12月2日(月)

となっています。

第1期分と第2期分の納付書を8月にまとめて送付します。
最寄りの金融機関、または県税事務所で期限内にお納めください。
また、納税には便利な口座振替制度もぜひご利用ください。

口座振替納税を利用されますと

- ・現金を扱いませんので安全です。
- ・納期限を気にしなくて済みます。
- ・納税のために金融機関等へ出かける手間が省けます。

* 口座振替の申し込みは金融機関、県税事務所で受け付けています。

【お問い合わせ先】但馬県民局 豊岡県税事務所 課税第1課 ☎(0796)26-3628



はばタンからの
お願いです。

ゴルフ場利用税 は県や市町の貴重な財源です！

■ ゴルフ場利用税とは

ゴルフ場利用税は、ゴルフ場を利用した人がゴルフ場の経営者を通じて納める県税です。納める額はゴルフ場の規模、利用料金などに応じて定められており、一人一日当たり300～1200円になります。

兵庫県には
ゴルフ場がたくさん
あるね！



■ 非課税

次の人にはゴルフ場利用税は課されません（申出書等の提出と該当する旨の証明が必要です。）

- ①18歳未満の人、又は70歳以上の人
- ②障害者
- ③国民スポーツ大会参加選手の同大会ゴルフ競技としての利用、又はその公式の練習としての利用
- ④学生、生徒、教員等が学校の教育活動としての利用
- ⑤国際競技大会参加選手の同大会ゴルフ競技としての利用、又はその公式の練習としての利用

■ 市町への交付

ゴルフ場利用税の収入額の10分の7は、ゴルフ場利用税交付金としてゴルフ場が所在する市町に交付され、地域振興を図るうえで重要な役割を果たしています。

ゴルフ場数

日本のゴルフ場第1号は明治36年5月24日オープンした神戸ゴルフ倶楽部で、現在県内には158カ所のゴルフ場があり、日本第2位です。
(令和6年3月31日現在)

令和5年10月から 電子申告・納付がスタート

ゴルフ場利用税の申告納入についてeLTAXにおいて電子化されます。電子申告・納付についてご検討をお願いします。

※詳細は地方税共同機構のホームページをご覧ください。

軽油引取税

軽油引取税は、ディーゼル車などの燃料である軽油を購入した場合に課せられる税金です。納められた税金は、県や指定市の歳出費用に充てられる重要な財源となります。

税率は、32.1円/ℓ（本則税率15.0円/ℓ＋特例税率17.1円/ℓ）です。

◆農業・漁業及び林業など法律で定める用途での軽油の使用は、軽油引取税が免除になる場合があります。

「船舶」に係る軽油引取税の課税免除特例措置の適用対象が縮小されます！

船舶に係る軽油引取税の課税免除の特例措置については、令和6年度税制改正大綱において、一定のレクリエーション（業として行うものを除く。）の用に供する船舶（いわゆる「プレジャーボート」）（※）が適用対象から除外されることが決定されました。

なお、令和7年3月31日までに行われるいわゆる「プレジャーボート」の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取りについては、課税免除とする経過措置が講じられます。したがって、令和7年4月1日以降、いわゆる「プレジャーボート」は免税軽油の対象外となり免税軽油を購入できなくなります。これ以外の用途については、課税免除の特例措置の適用期限が令和9年（2027年）3月31日まで延長されました。

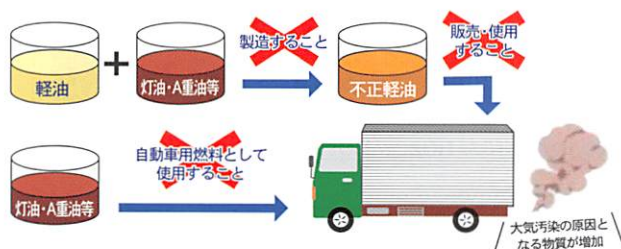
※いわゆる「プレジャーボート」とは…釣りやクルージングなどのマリンレジャー等に使用されるレクリエーション用船舶のこと

◆製造軽油（灯油等を混ぜて製造した軽油）や重油・灯油などを自動車の燃料として使用した場合も課税されます。

不正軽油は、「犯罪」です！

不正軽油とは？

▲不正軽油とは、知事の承認を受けずに灯油等を混和して製造した軽油であり、不正軽油を自動車の燃料として使用すると「軽油引取税の脱税行為」になります。



▶不正軽油に関わる人は全て罰せられます。

軽油引取税を脱税した場合
不正軽油の原材料などを提供・運搬した場合
不正軽油そのものを製造した場合
不正軽油を運搬・保管・購入・販売した場合
不正軽油を使用した場合

●不正軽油に関する情報は、「不正軽油ホットライン」まで

不正軽油 ホットライン

兵庫県税務課	不正軽油特別対策官	TEL 078-647-9152
神戸県税事務所	軽油調査課	TEL 078-647-9149
豊岡県税事務所	課税第2課 軽油引取税担当	TEL 0796-26-3630
兵庫県税務課		FAX 078-362-3906

E-mail zeimuka@pref.hyogo.lg.jp

消費税及び地方消費税(個人事業者)の中間申告と納付

消費税及び地方消費税の中間申告と納付が必要な個人事業者とは？

個人事業者の方で、令和5年分の確定消費税額(地方消費税額は含みません。)(注)が48万円を超える方は、消費税及び地方消費税の中間申告と納付が必要です。

(注)「令和5年分の確定消費税額」とは、令和5年分の確定申告により確定した消費税の年税額をいい、修正申告若しくは期限後申告を行った場合又は更正若しくは決定が行われた場合には、これらによって確定した消費税の年税額をいいます。

中間申告の方法と納付 ～次の2つの方法のいずれかによりすることができます～

1 前年実績による中間申告

令和5年分の確定消費税額に応じて、次により算出した中間納付税額を記載した「消費税及び地方消費税の中間申告書」及び「納付書」を所轄の税務署から送付しますので、必要事項を記入の上、税務署に中間申告書を提出するとともに、消費税及び地方消費税を納付してください。

令和5年分の 確定消費税額(注)	中間申告・ 納付の回数	中間納付税額	申告・納付期限
48万円超 400万円以下	年1回	令和5年分の確定消費税額の 12分の6の消費税額と その78分の22の地方消費税額	令和6年9月2日(月) (振替納税利用の場合の振替日) 令和6年9月30日(月)
400万円超 4,800万円以下	年3回	令和5年分の確定消費税額の 12分の3の消費税額と その78分の22の地方消費税額	国税庁ホームページの「中間申告 分の納期限及び振替日について」 (https://www.nta.go.jp/ taxes/nozei/nofu/ 24200038/01.htm)を ご確認ください。 
4,800万円超	年11回	令和5年分の確定消費税額の 12分の1の消費税額と その78分の22の地方消費税額	

(注)「確定消費税額」とは、中間申告対象期間の末日までに確定した消費税の年税額(申告書⑨欄の差引税額)をいいます。

2 仮決算に基づく中間申告

当期の業績が悪化しているような場合などには、「1 前年実績による中間申告」の方法に代えて、各中間申告対象期間を一課税期間とみなして仮決算を行い、これに基づいて計算した消費税額及び地方消費税額により中間申告・納付ができます。

なお、この計算により税額がマイナスとなった場合でも還付を受けることはできません(マイナスとなった場合は、中間申告税額は「0」になります。)。また、仮決算による中間申告書は、提出期限(申告期限)を過ぎて提出することはできません。

中間申告の期限までに、中間申告書を提出されなかった場合でも、「1 前年実績による中間申告」の消費税額及び地方消費税額が納付すべき税額として確定しますので、上記納付期限までに納税する必要があります。

消費税及び地方消費税の中間申告には、「e-Tax(国税電子申告・納税システム)」をご利用いただけます。

詳しくは、e-Tax ホームページ(<https://www.e-tax.nta.go.jp>)をご覧ください。

消費税及び地方消費税(個人事業者)の納税には、振替納税が便利です。
振替納税を利用するために必要な口座振替依頼書は、e-Tax を利用してオンラインで提出することができます。

詳しくは、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/24100020.htm>)をご覧ください。

任意の中間申告制度について

前年の確定消費税額が48万円以下の方(中間申告義務のない方)であっても、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間(注)から、自主的に中間申告・納付することができます。

詳しくは、国税庁ホームページの「任意の中間申告制度」([https://www.nta.go.jp/taxes/
shiraberu/taxanswer/shohi/6611.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6611.htm))をご確認ください。

(注)「6月中間申告対象期間」とは、その課税期間開始の日以後6か月の期間で、年1回の中間申告の対象となる期間をいいます。



インボイス制度に関するお知らせ

～消費税が記載された事業者間でやり取りされる請求書の制度～

インボイス発行事業者は**消費税の申告**が必要となります

基準期間の課税売上高が1,000万円以下の場合も申告が必要です

2 割 特 例



インボイス制度を機に、免税事業者からインボイス発行事業者となられた方には、売上金額を集計すれば、手軽に納税額が計算できる特例があります。

2割特例ページ



インボイス制度についての一般的なお問合せ先

インボイス
コールセンター **0120 - 205 - 553** (無料)
9:00～17:00 (土日祝日及び年末年始を除く)

国税庁HPの「インボイス制度に関する相談窓口一覧表」に、補助金、取引上のお悩み、経営など、内容に応じた各種ご相談先をまとめています。

相談窓口一覧表



補助金などの支援策について知りたい方へ



インボイス制度に対応した会計ソフトや受発注システム等のITツール導入を支援する IT導入補助金などの支援策があります。

中小企業庁
リーフレット



令和6年度「税に関する高校生の作文」募集

《応募資格》 高校生及び中等教育学校生（後期課程）

《テーマ》 「税の意義と役割について考えたこと」

※ 作文の題名は自由です。応募作品は、本人が創作したもので未発表のものに限ります。

《応募点数》 1人1編

《文字数》 800字以上 1,200字以内

※ 作文の冒頭に「学校名・学年・氏名（ふりがな）・題名」を、末尾に「応募者の住所」を記載してください。（学校を通じて応募する場合は、住所の記載は必要ありません。）

《締切り》 令和6年9月6日（金）必着

《提出先》 最寄りの税務署

（養父市及び朝来市内の方は、和田山税務署総務課）

《表彰》 優秀作品には賞状と記念品を贈呈します。

《発表》 優秀作品は、都道府県名・学校名・学年・氏名とともに国税庁ホームページや国税当局が作成する広報誌等に掲載するほか、報道機関等に資料を提供するなど、広く発表します。

《著作権》 作品は返却しません。作品の著作権は国税庁に帰属します。

※ 募集要項についてご不明な点がございましたら、和田山税務署（総務課）までお問い合わせください。

〔TEL 079-672-3172（直通）〕

※ 応募に関する個人情報については、表彰のための連絡及び発表以外には使用しません。また、国税当局と機密保持に関する契約を交わした委託業者等に作文の審査を委託する場合を除き、第三者に開示することはありません。

～簡単・便利な納付方法のご案内～

国税の納付は「ダイレクト納付」で事務効率化を!!

ダイレクト納付とは？

e-Taxを利用して、パソコン等から、
簡単な操作で、即時又は指定した期日に納付ができる便利な納付手段です。

詳細は
こちら⇒



ダイレクト納付のメリットは？

簡単

便利

- ◎ 金融機関や税務署の窓口に行く必要なし！
- ◎ 電子納税で納付事務の負担を軽減！
- ◎ インターネットを利用できる端末があれば、利用可能！
- ◎ 電子証明書の添付やICカードリーダーは不要！
- ◎ 利用者識別番号と暗証番号のみで納付手続！

e-Taxで申告等データを送信する際に、必要事項にチェックするだけで、自動的に口座引落としにより納付ができる、「**自動ダイレクト**」も是非ご利用ください。

電子納税証明書（PDF）をスマホで請求！受取！

メリット



詳細はこちら⇒



その1 税務署窓口に行く必要なく**非対面**で請求から受取までできます！

※ 請求にはマイナンバーカードなどの電子証明書が必要です。

その2 手数料がお得！（1税目1年度1枚あたり370円）

※ 書面での請求の場合は、1税目1年度1枚あたり400円

その3 電子納税証明書（PDFファイル）は**何度でも**使えます！

※ 提出先から求められた期限内に発行されたものであることは、書面の場合と同様です。

その4 電子納税証明書（PDFファイル）は**何枚でも**印刷できます！

令和6年度 第65回 定時総会

和田山納税貯蓄組合連合会

去る、5月21日(火)和田山納税協会会議室において第65回定時総会が開催されました。

令和5年度事業報告、決算報告、並びに令和6年度事業計画(案)と予算(案)が審議され、原案どおり承認されました。

令和6年度の事業計画

次世代を担う小学生、中学生及び高校生の租税教育活動にさらなる力を取り組むこととし、特に全国納貯連・国税庁主催の「中学生の税についての作文」及び県納貯連主催の「小学生の税に関する書道・ポスター」の募集に努めるとともに応募のあった作品をショッピングセンターや各展示スペース、イベント事業等で展示し、税の大切さを広くPRしたいと思います。

広報誌については本年度も「納税だより」(年2回)を発行し、内容もより一層充実させていきたいです。

決算書・予算書

(単位:円)

科 目	令和5年度決算額	令和6年度予算額
【収入の部】		
補助金・助成金	903,749	800,000
雑 収 入	4	3
前 期 繰 越 金	327,629	349,245
収 入 合 計	1,231,382	1,149,248
【支出の部】		
会 議 費	2,367	30,000
納 税 表 彰 費	11,080	20,000
広 報 費	519,871	530,000
書道作文表彰費	215,272	210,000
旅 費	0	20,000
事 務 委 託 費	10,000	10,000
人 件 費	48,000	48,000
負 担 金	75,000	75,000
渉 外 費	0	10,000
雑 費	547	10,000
予 備 費	0	186,248
次 期 繰 越 金	349,245	0
支 出 合 計	1,231,382	1,149,248

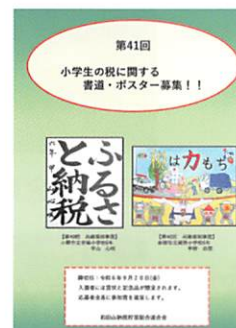
令和6年度 中学生の「税についての作文」募集

- ◆ 応募資格 中学生
- ◆ 課 題 「税」に関すること。題材は自由。
内容が税に関するものであれば何でも構いません。
- ◆ 用 紙 原稿用紙(A4版サイズ400字詰め) 3枚以内
1200字以内(題名を含む) 字数制限厳守
※作文のはじめに、学校名、学年、氏名、題名を明記
- ◆ 締 切 り 令和6年9月4日(水) まで



令和6年度 小学生の「税に関する書道・ポスター」募集

- ◆ 応募資格 小学生高学年(5・6年生)
- ◆ 課 題 税に関するもの
題材は自由。
内容が税に関するものであれば何でも構いません。
例…税金・納税・消費税・振替納税など
- ◆ 用 紙 書道…半紙(白紙)
ポスター…四つ切画用紙(白紙)
- ◆ 締 切 り 令和6年9月20日(金) まで



◎提出先及び連絡先 所属の学校を経て和田山納税貯蓄組合連合会へ

TEL (079) 672-5727 公益社団法人 和田山納税協会内

令和6年度 第14回 定時社員総会

公益社団法人 和田山納税協会

去る5月28日(火)、和田山ホテルにおいて、多数の御来賓を迎え定時社員総会が開催されました。議題については、令和5年度事業報告及び決算報告が承認可決されました。

また、令和6年度の「事業計画及び予算」について、内容報告が行われました。

審議が終了した後、来賓の和田山税務署長様、豊岡県税所長様より、ご祝辞をいただき盛大裏に閉会しました。

総会終了後に、講師に山口泰信氏をお招きして『中小企業の“防災・減災”対策セミナー』を開催いたしました。



納税協会指針

納税協会は健全な納税者の団体として税知識の普及に努め適正な申告納税の推進と納税道義の高揚を図り企業及び地域社会の発展に貢献します。

決算書・予算書

(単位:円)

科 目	令和5年度決算額	令和6年度予算額
I 一般正味財産増減の部		
1. 経常増減の部		
(1) 経常収益	18,634,292	18,482,465
基本財産運用益	780,000	780,000
特定資産運用益	499	465
受取会費	6,232,500	6,205,000
事業収益	1,315,057	1,115,000
受取助成金	9,651,340	9,679,900
雑収益	654,896	702,100
(2) 経常費用	18,149,406	17,890,050
事業費	16,793,159	16,691,723
管理費	1,356,247	1,198,327
当期経常増減額	484,886	592,415
2. 経常外増減の部		
(1) 経常外収益	0	0
(2) 経常外費用	32,469	0
当期経常外増減額	-32,469	0
税引前当期一般正味財産増減額	452,417	592,415
法人税・住民税及び事業税	93,700	89,470
当期一般正味財産増減額	358,717	502,945
一般正味財産期首残高	55,645,859	55,798,099
一般正味財産期末残高	56,004,576	56,301,044
II 指定正味財産増減の部		
当期指定正味財産増減額	0	0
指定正味財産期首残高	18,620,000	18,620,000
指定正味財産期末残高	18,620,000	18,620,000
III 正味財産期末残高	74,624,576	74,921,044

令和6年1月～令和6年7月 主な事業報告

和田山納税貯蓄組合連合会
公益社団法人 和田山納税協会

◆令和6年2月6日 新春講演会「竹原信夫氏」



◆令和6年5月15日 定額減税説明会

◆納税協会青年部会主催「親睦ゴルフコンペ」開催
令和6年5月30日 生野高原カントリークラブ

◆令和6年度 簿記教室



R6.6.12 第1回目の様子

◆納税協会青年部会会員が講師として、管内の小学校の「租税教室」に積極的に参加しました。



R6.5.31

関宮学園 6年生
講師：田中 翔太郎 氏

R6.6.17

竹田小学校 6年生
講師：古屋 陽平 氏

R6.6.18

山口小学校 6年生
講師：奥藤 竜也 氏

R6.6.21

伊佐小学校 6年生
講師：堀谷 昌平 氏



Business Guard



AIG 損保

世界有数の地震国、日本! いつ、どこで大地震が発生しても 不思議ではありません。

地震災害のリスクに備えて、
回避・低減の対策を!



納税協会の企業地震保険

企業財産保険+財物損害補償特約+地震・噴火危険補償特約 (財物損害補償特約用)

地震災害のリスクから会員企業をガードします!

この広告は保険の概要をご説明したものです。

保険の対象、建物の構造、建築年月等によってはお引受できない
場合もございますのであらかじめご了承ください。

2022年2月時点の内容です。

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時 (土・日・祝日・年末年始を除く)

<https://www.aig.co.jp/sonpo>



お問い合わせ・お申し込みは

姫路支店

〒670-0964

姫路市豊沢町135 姫路大同生命ビル3F

TEL 079-285-4731 FAX 079-222-5463

午前9時～午後5時 (土・日・祝日・年末年始を除く)

担当: 浜崎・内海

納税協会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度

生命保険と損害保険の組み合わせにより、
万一の場合はもちろん、
働けなくなった場合のリスクに備えるための
各種制度商品をご用意しています。



〈会社をお守りするトータル保障プラン〉



◎上記商品の正式名称は次のとおりです。

総合型V Rタイプ: 大同生命の無配当年満期定期保険(無解約払戻金型)とAIG損保のベーシック傷害保険

総合型V Tタイプ: 大同生命の無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)とAIG損保のベーシック傷害保険

Jタイプ: 大同生命の無配当重大疾病保障保険(無解約払戻金型)

一時金型 Mタイプ: 大同生命の無配当入院一時金保険(無解約払戻金型)

◎ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

◎記載は2023年6月現在の内容です。将来変更となる可能性があります。

引受保険会社

DAIJO 大同生命保険株式会社

姫路支社/兵庫県姫路市豊沢町135(姫路大同生命ビル4F)
TEL 079-282-2515

AIG AIG損害保険株式会社

姫路支店/兵庫県姫路市豊沢町135(姫路大同生命ビル3F)
TEL 079-285-4731

F-2023-0002(2023年5月16日)
23-073012 2023-05

和山納税協会ただいま会員募集中!

公益社団法人和田山納税協会は兵庫県知事の許可を受けた健全な納税者の自主的な団体です。納税協会は、税務官公署との連絡協調のもとに、税知識の普及に努め、適正な申告納税の推進と納税道義の高欲を図ることに力を注いでいます。そして、その事業活動を通じて、税務行政の円滑な執行に寄与し、企業の健全な発展と、明るい地域社会の発展に寄与することを目的としています。

納税協会では、税理士による相談や各種税法説明会を開催し、機関誌「納税月報」や図書等を発行して最新の税情報をお届けするとともに、会員の意見を取りまとめ、税制改正要望書を政府・政党に提出して公正で公平な税制の実現を求める活動を行っております。

また、会員企業の力強い発展をお手伝いするため、経営者のための福祉制度や、社員教育に利用いただける各種講座・教室、研修会、講演会など多彩な事業を用意しております。

さらに各部会活動を通して、業種を超えた様々な人や情報との出会いがあり、思わぬ発想やビジネスチャンスが生まれる可能性も広がっております。

◆納税協会にご加入いただくと

- ・税に関する各種サービス(各種説明会、研修会、税務相談のご案内)
- ・税に関する最新情報(公益財団法人納税協会連合会が発行する「納税月報」や税に関する小冊子のお届け)
- ・税務会計関係書籍の割引販売
- ・会員専用の福祉制度(経営者大型保障制度)

など、さまざまなサービスがご利用いただけます。

詳しくは…

公益社団法人和田山納税協会 TEL 079-672-5727 へご連絡ください。

ホームページ <https://www.nk-net.co.jp/wadayama/>

